

くらし応援「みずなみ商品券」取扱店募集要項

1. 取扱店の範囲

本事業の取扱店として登録できる者は、瑞浪市内において事業所を営む事業者で、市税を滞納していないこと。なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を行っていない者とする。※店舗面積1,000㎡以上を超える店舗については大型店扱いとする。

2. 発行

(1)くらし応援「みずなみ商品券」（以下「商品券」という。）の発行総額は、3億5千万円とする。

(2)発行額面：1セット10枚（10,000円）

共通券（全ての取扱店で利用可能）1,000円×5枚（5,000円）

一般店舗利用券（大型店を除く取扱店で利用可能）1,000円×5枚（5,000円）

(3)発行枚数：1,000円券350,000枚（35,000セット）

3. 商品券使用期間

商品券の使用期間は、令和8年6月15日（月）から令和8年11月30日（月）までとする。

※この期間を経過した商品券は無効とする。

4. 取扱店登録申込み方法等

取扱店の登録を希望する事業者は、別紙登録申込書兼誓約書に必要事項を記入して、瑞浪商工会議所（以下「商工会議所」という。）に申し込む。

(1)申込場所は、商工会議所内に設ける。

(2)申込期間は令和8年4月28日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。（ただし、土・日・祝日を除く）

(3)上記の申込期間以降は、取扱店の登録は受け付けるものの、取扱店一覧表（チラシ）に記載されない。

(4)取扱店の登録を行うには市税の滞納状況の調査について同意し、滞納がないと確認された事業所を取扱店とする。市税の滞納があった事業者についても滞納が解消された場合は、取扱店の登録を受け付ける。

5. 登録

(1)商工会議所は、参加申し込みのあった事業者が登録資格を有することを確認し、当該事業者に取扱店登録証明書とポスター等の必要書類を交付する。

(2)商工会議所は、取扱店一覧表（チラシ）を作成し、商品券の交付対象者に対して、本事業の周知を図る。

(3)事業の実施期間中に取扱店が市外へ移転又は廃業した場合は、登録を取り消すものとする。

※事業所を市外へ移転・廃業した場合は必ず商工会議所まで連絡をすること。また、何らかの理由で長期にわたり休業する場合も事前に商工会議所へ連絡すること。

6. 取り扱い

取扱店は商品券を持参した者に対し、令和8年6月15日（月）から令和8年11月30日（月）までに限り、商品券の額面金額に応じ現金同様の取扱いを行い、券面に記載された額面相当の物品の販売または役務の提供を行う。

7. 指定金融機関

商品券を換金できる金融機関は、次の通りとする。

大垣共立銀行瑞浪支店、十六銀行瑞浪支店、陶都信用農業協同組合（市内各支店）、東濃信用金庫（瑞浪支店・稲津支店）

8. 対象商品等

商品券は、取扱店のすべての商品及びサービス等について使用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (A) 換金性の高いもの
商品券・プリペイドカード・切手・印紙・図書券等の金券・土地・家屋などの不動産、有価証券等の個人の出資や宝くじ等
- (B) 各種公共料金などの支払い
電気・LPガス・水道・NHK受信料・公共料金サービス・市指定ごみ袋
- (C) 国又は地方公共団体への支払い
- (D) 風俗関係・公序良俗に反するもの
- (E) その他、販売や提供が法令等に違反するものや商品券発行事業の趣旨にそぐわないもの
たばこ、パチンコなどのギャンブル、自社商品の購買、事業活動に伴い発生した支払、宗教活動、政治活動等に係るもの、その他、本市が商品券発行事業の趣旨にそぐわないと判断したもの

9. 商品券の換金手続き

商品券を取得した取扱店は、取扱店登録証明書を持参のうえ、使用済みであることを明示するため、商品券の裏面の指定欄に店名を記載（手書き又はゴム印）し、また、商品券口座振替依頼書に必要事項を記入し、商工会議所又は指定金融機関に換金を申し出るものとする。

- (1) 換金期間は、令和8年6月15日（月）から令和8年12月25日（金）までとし、この期間を経過した商品券は換金しない。

※但し、天災等の避けがたい事情により換金ができない場合は除く。

- (2) 取扱店が登録した預金口座に翌々営業日中に振替されるものとする。

但し、大型店等については、使用済み商品券を商工会議所へ月曜日・火曜日・水曜日に持込み（祝日は除く）、登録した預金口座に翌週の火曜日（祝日の場合は翌日）に振替するものとする。

※指定金融機関窓口での直接現金化は行わないものとする。

- (3) 指定金融機関以外への送金の場合は、取扱店が振込手数料を負担するものとする。

10. つり銭など

商品券の受領に際して、つり銭は支払わないものとする。また、商品券により購入された商品等の返品は、受け付けないものとする。

11. 責務・返還請求等

取扱店は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を商工会議所に対し負うものとする。違反した場合、商工会議所は相当額の返還請求をし、定められた処置をとるものとする。

- (1) 商品券を再販又は再利用しないこと。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れしないこと。
- (3) 商品券で自社商品を購入しないこと。※個人事業主の家族が当該店舗の商品等を購入することを含む。
- (4) 事業者としての利用に供するための物品・サービス等に商品券を使用しないこと。
- (5) その他、商品券発行事業（物価高騰対策）の目的に相反する行為を行わないこと。

12. 遵守事項

取扱店は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱店は、商工会議所が交付するポスター等を見やすい場所に掲示すること。
- (2) 偽造されたものとわかる券、あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を商工会議所に知らせること。

13. 登録の取り消し

取扱店が本要項に違反する行為を行った場合、商工会議所は当該取扱店の登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は、当該取扱店に対し損害賠償を請求できるものとする。

14. 個人情報の取扱いについて

市は、本事業により取得した個人情報から統計をとり、今後市が実施する商工政策のために、必要な範囲で利用する場合がある。なお、取得した個人情報は、当該目的以外には一切使用しない。

15. 事務局（お問合せ先）

〒509-6121 瑞浪市寺河戸町1043-2 TEL：0572-67-2222 FAX：0572-67-2230 E-mail:info@mzcci.or.jp
瑞浪商工会議所 担当：渡邊・鈴木・築山まで